

# 1950年における朝鮮民主主義人民共和国 による韓国地域の土地改革

さくら い ひろし  
桜 井 浩

はじめに

- I 統一政府樹立と土地問題
- II 北朝鮮による韓国地域の土地改革準備と  
実行計画
- おわりに

## はじめに

朝鮮の南北関係には、朝鮮半島に深い利害関係をもつ米、ソ、中、日などの影響力が強く作用している。しかし、南北朝鮮関係の基本構造は、あくまで両当事者の政治・経済・社会の動きにかかっている。現在の両者の関係の枠組は、1945年の日本統治からの解放後、朝鮮戦争が停戦を迎えた1950年代の前半にかけて形成されたとみてよいであろう。

この時期の南北朝鮮の歴史には、なお解明されなければならない多くの重要な問題が残されている。本稿は、それら諸問題のうち、朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）が朝鮮戦争の「勃発」直後の時期に韓国地域で実施した土地改革について調査したものである。従来、この土地改革については、概略が知られていたのみであった。それは、関連資料を入手することが困難だったからである。

朝鮮戦争時、アメリカ軍は大量の北朝鮮関係資料を接収して本国に送ったが、それらは1977年に降一般に公開された。筆者も1982年と83年の2度

アメリカのメリーランド州・シュートランドのワシントン・ナショナル・レコードセンターでこれらの資料を見る機会を得た。所蔵されている北朝鮮関係資料の概要については本誌 第24巻 第3号（1983年3月）で紹介した。

これらの資料のなかに、1950年、北朝鮮が韓国地域で実施した土地改革関係の公文書があり、たとえば、農林省南半部土地改革指導委員会が作成した「南半部土地改革実行準備計画書」、「南半部土地改革に関する宣伝事業計画書」、「共和国南半部地域で土地改革を実施するための諸般の組織に関して」（極秘）などの文書が含まれている<sup>(註1)</sup>。

本稿は主としてこれら公文書にもとづいており、土地改革の準備、法令の内容および実行計画について述べる。土地改革の実施過程、および改革の結果については稿を改めて述べる予定である。

ところで、北朝鮮の労働党や政府の朝鮮社会の民主化および統一政府樹立政策における土地問題の位置づけは、1972年を境に大きく変化した。そこで、まず統一政府樹立政策との関連で土地問題がどのように位置づけられていたか、それがどう変化したかを概観したのち、1950年の土地改革について述べることにする。

なお本稿は、北朝鮮の統一政策のなかでも特に朝鮮戦争と土地改革の関連を考察する作業の一環

であり、その第1回は本誌第25巻第5・6号(1984年5・6月号)に発表した。併せて参照いただきたい。

(注1) この公文書は忠清北道報恩郡人民委員会のものであった。同委員会の公文書綴(RGNo. 242, SA 2010-4-76)に含まれていた文書は以下のとおりである。

(1) 농림성남반부토지개혁지도위원회〔農林省南半部土地改革指導委員會〕「남반부토지개혁실행준비계획서」〔南半部土地改革実行準備計画書〕。

(2) 「남반부토지개혁에관한선전사업계획서」〔南半部土地改革に関する宣伝事業計画書〕。本計画書には作成者が書かれていないが、(1)と同じと考えられる。

(3) 농림성남반부토지개혁지도위원회 위원장 박문규〔農林省南半部土地改革指導委員會委員長 朴文圭〕「각도인민위원회 위원장 앞 공화국남반부지역에토지개혁실시계획안제반조직에관하여」〔各道人民委員會委員長殿 共和国南半部地域で土地改革を実施するための諸般の組織に関して〕 극비〔極秘〕。

(4) 同上「각도(서울특별시를포함) 토지개혁실행위원회 위원장 각시군 토지개혁실행위원장앞 농촌위원회 위원구성에대하여」〔各道(ソウル特別市を含む)土地改革実行委員長, 各市郡土地改革実行委員長殿 農村委員會委員の構成について〕。

なお、(1)~(4)の文書には月日が記入されていないが、内容からみて1950年7月中に作成されたものと推定しうる。

(5) 同上「각도인민위원회위원장 각도토지개혁실행위원회위원장 앞 토지소유권증명서교부절차에대하여」〔各道人民委員會委員長, 各道土地改革実行委員會委員長殿 土地所有權証明書交付手續について〕 1950年8月7日。

(6) 同上「각도(서울특별시를포함) 토지개혁실행위원회 위원장 각시군토지개혁실행위원장앞 농촌위원회를한개동(리)에서도수개구(區)조직할수있음에관하여」〔各道(ソウル特別市を含む)土地改革実行委員長, 各市郡土地改革実行委員長殿 農村委員會を1洞(里)でも數区組織することができることに關して〕。

(7) 농림성남반부토지개혁지도위원회 위원장 박문규〔農林省南半部土地改革指導委員會委員長 朴文圭〕「서울시및경기도토지개혁실행위원회사업정형에대하여 농림성남반부토지개혁지도위원회 제2차위원회결정서」〔ソウル市および京畿道土地改革実行

委員會事業情況について 農林省南半部土地改革指導委員會 第2回委員會決定書〕 극비〔極秘〕 1950年8月2日。

(8) 同上「각도 시 군 실행위원회 위원장 앞 토지개혁실시에관한통계보고제출에 관하여」〔各道, 市, 郡, 実行委員會 委員長殿 土地改革実施に関する統計報告提出について〕 비〔秘〕 1950年8月7日。

(9) 보은군당부〔報恩郡党部〕「보은군토지개혁실행계획서」〔報恩郡土地改革実行計画書〕 절대비밀〔絶對秘密〕。

(10) 충청북도토지개혁실행위원회 위원장 김응암〔忠清北道土地改革実行委員會委員長 金ウナム〕「각시군면토지개혁실행위원장 각파견원군면책임자 앞 토지개혁사업실행에대한사업지시서」〔各市郡面土地改革実行委員長 各派遣員郡面責任者殿 土地改革事業実行に関する事業指示書〕 1950年8月15日。

(11) 충청북도임시인민위원회 위원장 리민용 서기장 강석경〔忠清北道臨時人民委員會 委員長李ミンヨン 書記長カンソクチョン〕「토지개혁사업실행에관하여」〔土地改革事業実行に關して〕 1950年8月8日。

(12) 충북도립위 농림처장 대 공술어〔忠北道臨委 農林處長 代 コンスルヨ〕「각시군립인위 농산과장 앞 농상과장소집에대하여」〔各市郡臨人委 農産課長殿 農産課長召集について〕 1950年8月1日。

(13) 충청북도임시인민위원회〔忠清北道臨時人民委員會〕「각시군인민위원회위원장 앞 토지분여 증명서교부에대하여」〔各市郡人民委員會委員長殿 土地分与証明書交付について〕。なお、本書類は忠清北道臨時人民委員會 委員長名で作成されたものと推定されるが、資料複写の際委員長名が入らなかったものと思われる。

(14) 충북임시인위〔忠北臨時人委〕「재정부장 각시군농산과장앞 토지관계도부 및지적사무용기구및기계접수에관하여」〔財政部長 各市郡農産課長殿 土地關係図譜および地籍事務用器具, 機械の接収について〕 8月11日。

なお、一般に、農地だけを改革の対象とする場合を農地改革、農地以外の山林等も含めた改革を土地改革と呼んでいる。北朝鮮が韓国地域に適用した法令等では山林に言及していないが、北朝鮮側では「土地改革」としているので、本稿においてもそれに従った。

## I 統一政府樹立と土地問題

### 1. 南北両政権樹立まで

朝鮮が日本の統治から解放された当時、社会の民主的改革と統一政府樹立が、朝鮮民族の最も重要な課題であった。

しかし、1945年の後半から46年にかけて、朝鮮社会の民主的改革の内容に関しては、それがプロレタリア民主主義か、ブルジョア民主主義か、あるいは東欧にみられるような人民民主主義か等をめぐって、共産主義者の間にはさまざまな見解があった(注1)。

そのなかで、朴憲永を中心に南朝鮮で再建された朝鮮共産党は、1945年9月20日付で公表した「現情勢とわれわれの任務」という文書のなかで「今日朝鮮はブルジョア民主主義革命の段階を歩んでおり、民族的完全独立と土地問題の革命的解決が、最も重要であり、中心となる課題である」(注2)と述べ、朝鮮革命がブルジョア民主主義革命の段階にあり、その中心課題が土地問題であるという認識を明らかにした。

他方北朝鮮においても、1946年8月の北朝鮮労働党創立大会で行なった報告のなかで、金日成は「北朝鮮で実施されたいろいろな民主主義改革は、数千年の間封建的に、植民地的に抑圧され、停滞していた朝鮮社会の古いあらゆる関係を清算し、自由で活発な発展の道を開いたのであります」(注3)と述べ、改革の性格がブルジョア民主主義的性格のものであることを示唆している。

このように、当時朝鮮の政治において大きな役割を果たした南北2人の共産主義者は、朝鮮革命の性格についての認識では、一致していたと見ることが出来る。しかし、ソ連軍の占領した北朝鮮、

アメリカ軍が占領した南朝鮮という条件の違いにより、1946年に入ると北朝鮮においてのみ、上記の民主主義的改革が急速に進展する。

北朝鮮で実施された民主主義的改革の具体的内容は、(1)土地改革、(2)8時間労働制の実施、(3)男女平等権法の制定、(4)重要産業の国有化、(5)普通選挙制の実施などである。

これら諸改革が、北朝鮮地域でまず実施された経緯は、1945年12月のモスクワ3国(米ソ英)外相会議の決定ともかかわるものであった。モスクワ3相会議の決定は朝鮮に「民主主義臨時政府」を樹立すること、5年間の信託統治を実施することを骨子とするものであった。しかし、この決定が発表されると、南朝鮮では金九、李承晩等右派の政治家を中心に強い反対運動が起こった。この状況を見た北朝鮮側はモスクワ3相会議の決定を、まず北朝鮮で実施するという方針をとった。この点について、金日成は1946年8月の北朝鮮労働党創立大会の報告においてつぎのように述べている。

「わが党は北朝鮮でモスクワ3相会議の決定に反対しようと企図する反動勢力をしりぞけ、全党にモスクワ3相会議の決定を北朝鮮でだけでもまず実施することを呼びかけた」(傍点原文)(注4)。

これに続く報告のなかで、金日成は1946年1月6日にモスクワ3相会議の決定を支持する大規模な運動を行なったこと、さらに2月8日には臨時人民委員会を樹立し、この政権の下で3月から8月にかけて上記諸民主改革を実施したことなどを述べている。

モスクワ3相会議の決定は、米ソ両軍の代表による合同委員会で具体化し、実行することになっており、そのための正式会談として1946年3月20日に第1回本会議が開催された。その前に北朝鮮

側でモスクワ3相会議の決定を実行に移すという考えの下に、臨時人民委員会を結成し、諸民主改革の実施に着手したことは、ソ連軍政が、アメリカ側が合同委員会でソ連側に同調すればそれでよいし、もし同調しなくてもやむを得ないと考えていたことを示していると思われる(注5)。

いずれにしても、以上で見たような経緯で北朝鮮の改革が実施されることになった。なかでも(1)の土地改革や(4)の重要産業国有化は大きな問題であったと考えられる。しかし、重要産業に含まれる企業、鉱山、発電所、鉄道、運輸・通信、銀行等は、ほとんど日本人か日本人団体が所有していたものであり、日本人が引揚げた後、それらを「国有化」しても、土地改革に比べれば抵抗はあまり大きくなかったと考えられる。

しかし、土地については、かつて日本人が所有していた農地も、改革対象地約100万町歩中11万3000町歩とかなりのウェイトを占めていたが、それ以外に多数の朝鮮人地主が改革の対象となったから、土地改革の実施は大きな問題とならざるを得なかった。しかしまた、土地改革の実施なくして、民主的政府の樹立はあり得ないというのが、南北を通じて、共産主義者のほぼ一致した考えであった。南朝鮮で再建された共産党が、土地問題を最も重視していたことはさきほど簡単に述べた。以下では北朝鮮の党や政権が、土地問題をどのように見ていたか、いくつかの事例によって検討してみよう。

まず、1945年10月10～13日に朝鮮共産党北朝鮮分局を設置する会議が開かれたが、この会議の決議において朝鮮の革命の基本課題は土地問題であると規定された。また、この会議において「土地問題についての決定」が採択されたが、その骨子は、(1)日本帝国主義者および親日的反動地主の土

地を一切没収する、(2)それ以外の朝鮮人地主に対する小作料は収穫高の3割とする、というものであった。しかし、翌1946年1月1日の金日成の新年の辞では、土地没収の対象は親日的反動地主だけでなく、一切の地主を含むというように対象が拡大されたといわれている(注6)。

ここでみられるように、北朝鮮側でも土地問題をきわめて重視しており、改革の対象も短時日の間に拡大されていったとみてよいであろう。その背景には、上記決議や決定にもとづく小作農の地主に対する闘争があった。

次に、1946年2月8日「北朝鮮民主主義政党、社会団体、行政局、人民委員会代表拡大協議会」という会議が開かれた。この会議は先に述べた「北朝鮮臨時人民委員会」を組織するための会議であった。この会議で金日成は「目前の朝鮮政治情勢と北朝鮮臨時人民委員会の組織問題に関する報告」を行なった。このなかで、臨時人民委員会の第1の事業は、地方の政治機関を強固にし、親日派と反民主主義的分子を肅清することであると述べた後、第2の事業として土地改革問題をあげ、つぎのように述べている。

「人民委員会の2番目に重大な事業は土地改革を実際生活で実践することであります。この改革なくして、農村経済の発展と復興は不可能なばかりでなく、自由民主主義的朝鮮国家建設も不可能です」(注7)。

ここに見られるとおり、土地改革問題は農村経済の発展という観点からだけでなく、民主主義的な国家の建設のために不可避の課題と位置づけられていた。

つづいて、1946年3月20日、ソウルで朝鮮臨時政府樹立のための第1回米ソ合同委員会が開催された。その3日後金日成臨時人民委員会委員長は、ラジオを通じて20カ条の政治綱領を発表した。

この綱領は樹立されるべき朝鮮臨時政府が必ず実現しなければならないものとして発表されたのであった。同綱領は第11項で土地問題についてつぎのように述べている。

「日本人、日本国家、売国奴および常時小作に出す地主の土地は没収し、小作制度は撤廃し、没収した一切の土地は農民に無償で分配し、かれらの所有とすること。灌漑施設に附属する一切の建物は無償で没収し、国家で管理すること」(註8)。

北朝鮮では土地問題に関する以上のような位置づけと改革の原則にもとづいて、1946年3月5日「土地改革法」を公布、モスクワ3相会議決定の内容を先取りする形で土地改革を実施した。臨時人民委員会結成後、最初に行なったのが土地改革であったが、北朝鮮労働党創立大会(1946年8月)で、金日成はつぎのように述べている。

「3月5日に人民委員会で発表した土地改革法令をわが党は全面的に支持し、わが党の民主改革事業で第1に実行する偉大な事業であることを決定し、全党を動員し、この土地改革事業に不眠不休の努力を払うことにより勝利の結果をもたらすよう推進した」(註9)。

この土地改革後間もない1946年4月13日、北朝鮮臨時人民委員会第1次拡大委員会が開催され、土地改革の総括が行なわれた。この会議で金日成は土地改革の歴史的意義について朝鮮で数千年来つづいてきた封建制度をなくしたこと、朝鮮だけでなく全東方の植民地諸民族に大きな民主主義的影響と推進力を与えるものであると指摘したのち、つぎのように述べている。

「こんど朝鮮で実施された土地改革は、38度線を境界に南北に分離された朝鮮の、すみやかな民主主義的統一を実現させるものである。……

全国の人民が北朝鮮の農民とともにたちあがり、民主主義を妨害する反動地主どもをばく滅し、朝鮮のすみやかな統一の民主主義政権を樹立するためのものであった」(註10)。

当時アメリカ軍占領下にあった南朝鮮で、北朝

鮮と同じような土地改革を実施しうる可能性について、今日の時点からどのように見るかは別として、当時の北朝鮮の党や臨時人民委員会は、まず北朝鮮で改革を実施し、それを南朝鮮にも波及させ、統一的民主主義政権を樹立しようという考えであったことが上記金日成総括には示されている。

1946年8月末、北朝鮮では共産党と新民党が合同し、北朝鮮労働党を結成した。創立大会における金日成の報告についてはすでに言及したが、同大会で採択された党の綱領は、土地問題について第3項(全文12項)で次のように規定している。

「日本人、民族反逆者および地主の所有地を没収し、土地のない農民、土地の少ない農民に無償で分配し、北朝鮮の土地改革の成果を一層強固にし、全朝鮮の土地改革を実施すること」(註11)。

この規定の前段は明らかに南朝鮮地域の土地改革について述べたものであり、最後の部分で「全朝鮮に土地改革を実施する」と述べ、その点を明確にしている。1946年11月には、南朝鮮においても南朝鮮労働党が結成されたが、その綱領は北朝鮮労働党のそれとほとんど同一であった。なお、両党は1949年6月末合同し、朝鮮労働党となった。

## 2. 南北両政権樹立以後

朝鮮に統一政府を樹立するための米ソ合同委員会は、民主主義臨時政府樹立に参加する団体の資格をめぐる対立、ついに一致点を見い出せず、1947年5月決裂した。アメリカは朝鮮の統一政府樹立問題を国連に持込むなど曲折を経た後、結局南北で別々に政権が樹立されることになった。1948年8月15日南朝鮮では大韓民国の樹立が宣言され、9月9日には北朝鮮に朝鮮民主主義人民共和国が樹立された。韓国の憲法も第9章経済第86

条で農地の分配について「農地は農民に分配し、その分配方法、所有の限度、所有権の内容と限界は法律によって定める」と規定したが、特に北朝鮮地域については言及していない(注12)。

これに対し、北朝鮮の憲法では、第1章の根本原則のなかで土地改革について次のように規定した。

第6条 前日本国家と日本人の所有地および朝鮮人地主の所有地は没収する。

小作制度は永遠に廃止する。

土地は自己の労力で耕作する者だけがもつことができる。

土地所有の最大限度は5町歩または20町歩とする(注13)。

土地所有の最大限度は地域および条件により別に法令で規定する。

土地の個人所有とともに国家および協同団体も土地を所有することができる。

国家および協同団体の土地所有面積には制限がない。

国家は勤労農民の利益を特に保護し、経済的政策が許す各種の方法で彼らを支援する。

第7条 まだ土地改革が実施されない朝鮮内の地域においては最高人民会議が規定する日時にこれを実施する。

この両憲法の規定には、土地問題に対する両政府の姿勢の違いが現われている。北朝鮮の党と政府は以上でみてきた方針にもとづき、朝鮮戦争「勃発」直後から、人民軍の南下した地域で土地改革を実施した。しかし、国連軍が38度線を越えて北上すると、韓国政府は独自の方式で農地改革をやり直した。

朝鮮戦争停戦後の1956年3月に開かれた朝鮮労働党の第3回大会の報告において、金日成は南朝鮮の土地問題についてつぎのように述べた。

「農村で李承晩徒党は、北半部で実施された土地改革の影響をうけた南朝鮮の農民大衆をぎまんするため『農地改革』を実施して『地主はなくなり、農民の境

遇は改善された』とさわいでいる。

しかし、農民の境遇は改善されるどころか、いよいよ苛酷な搾取と抑圧のもとにおかれるようになった。農民たちは、農地の代価償還税、土地取得税(一種の所得税——引用者)、糧穀の強制供出および小作料など、さまざまな名目で1年の総収穫高の多くの部分をカイライ政府と地主に苛酷に収奪され、このため、いわゆる『分配』された土地を地主や富農に再び奪われて1坪の土地もない小作人、雇庸農に転落し、離農するものが日をおって増加している。……

朝鮮人民の前には、アメリカ帝国主義の侵略勢力と、その同盟者となっている南半部の地主、隷属資本家、親米派に反対し、南半部の人民を帝国主義的・封建的な圧迫と搾取から解放して、祖国の民主主義的統一と完全な民族的独立を達成すべき全民族的任務がいぜんとしてのこされている」(注14)。

この報告にみられるように、朝鮮労働党は韓国政府が行なった農地改革は、ぎまんであり、従来の地主制を再編したものにすぎないとみていた。この見方はその後も一貫して変わらなかった。1970年には朝鮮労働党第5回大会が開催されたが、この大会における報告のなかでも、金日成は南朝鮮の地主についてつぎのように述べている。

「南朝鮮革命は、アメリカ帝国主義侵略者に反対する民族解放革命であると同時に、アメリカ帝国主義の手先である地主、買弁資本家、反動的官僚とかれらのファッショ的支配に反対する人民民主主義革命であります」(注15)。

ここでは、「アメリカ帝国主義の手先」として第1に地主があげられている。韓国政府が実施した農地改革後も確かに地主小作関係は部分的に残存し、農地改革法で禁止された小作も、その後ほぼ一貫して増加傾向をたどっているという事実がある。しかし、農地改革後は、かつてのように数百町歩あるいはそれ以上にも達するような大規模の地主はなくなり、小作をさせる地主といってもごく小規模なものであることは、韓国で行なわれたいくつかの調査、研究等により指摘されてきた

(注16)。したがって、北朝鮮の党や政府のような地主制の再編という見方にはむりな点があった。

ところが、1972年12月北朝鮮では48年に制定された憲法を全面的に改め、新たに「朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法」を制定した。この憲法は、1948年憲法と比較すると全体の構成、内容も大きく変化したが、その一つとして土地問題についても全く言及しなかった。あえていえば、第1章、第5条に「朝鮮民主主義人民共和国は、北半部で社会主義の完全な勝利をおさめ全国的範囲で外部勢力をおいだし、民主主義的基礎のうえで祖国を平和的に統一し完全な民族的独立を達成するためにたたかう」と規定されており、この「民主主義的基礎」のなかに土地改革問題も含めて考えられないことはないという程度である。

また、1980年に開かれた朝鮮労働党第6回大会における金日成報告でも、韓国の支配層については「軍事ファシスト一味」と規定し、地主については全く言及しなかった。

北朝鮮の党や政府が、1972年末以降韓国社会の評価をこのようにかえた理由や根拠が何であったのか、筆者はまだこの点について述べる準備ができていないので、この問題は今後の課題として残さざるを得ない。

以下で述べる1950年の土地改革は、以上で明らかとなっており、北朝鮮の党と政府が、韓国における民主主義的な改革とそのうえでの南北統一政府樹立という展望のなかで、土地問題をきわめて重視し、民主主義的改革の第1の課題とみていた当時のものである。

北朝鮮ではすでに1946年、土地改革をはじめ重要産業国有化、8時間労働制、男女平等権法の制定など一連の改革を行ない、北朝鮮を全朝鮮の民主主義化のための基地として位置づけていた。

1950年の土地改革はこの民主基地論にもとづく改革とみることができる。

(注1) この点について詳しくは、林春「第二次大戦後の朝鮮における民主主義民族戦線」(『国際関係学研究』第9号 1983年3月)参照。

(注2) 金南植編『「南労党」研究資料集』第1輯 ソウル 高麗大学校亜細亞問題研究所 1974年 10ページ。

(注3) 『創立1周年을 맞이하는 北朝鮮労働党』[創立1周年を迎える北朝鮮労働党]ピョンヤン労働党出版社 1947年 2ページ。

(注4) 同上書 29ページ。

(注5) この時期のソ連の対朝鮮政策については和田春樹「ソ連の朝鮮政策——1945年8～10月——」(『社会科学研究』第33巻第4号 1981年11月)および同「ソ連の朝鮮政策——1945年11月～1946年3月——」(同上誌 第33巻第6号 1982年3月)参照。ソ連側の資料も利用した同論文によれば、当時ソ連は北朝鮮地域だけでも、ソ連に友好的で、ソ連への攻撃の基地とならないような地域として確保しようとしていたことが示唆されている。

なお、1945年秋から46年にかけての北朝鮮側の動向を批判的に検討したものとして玉城素『金日成の思想と行動』コリア評論社 1968年 第3章がある。併せて参照。

(注6) 『わが国における土地改革の歴史的経験』ピョンヤン 外国文出版社 1974年 63～66ページ。ただし、1954年版『김일성선집』[金日成選集]第1巻によれば、46年1月1日の「新年を迎えて全国民に告ぐ」のなかには、土地改革について具体的に言及した箇所はない。なお、当文献は、金俊燁・金昌順・李一善・朴寛玉共編『「北韓」研究資料集』ソウル 高麗大学校亜細亞問題研究所 1969年による。

また、本書によれば、「土地問題にかんする決議」は、分局設置の大会で採択されたと述べている。他方、1980年の『金日成著作集』1(ピョンヤン 外国文出版社)では、1945年10月16日、北朝鮮共産党中央組織委員会(朝鮮共産党北朝鮮分局と同一組織)第1回拡大執行委員会で「土地問題についての決定」を採択したとされ、その内容が掲載されている。前者はその要点が紹介されているだけなので、両者がどのような関係にあるかははっきりしない。分局設置の大会で「土地問題にかんする決議」を採択し、次に拡大執行

委員会で「土地問題についての決定」を採択したと考えることもできる。いずれにしても、両者の要点は一致している。

(注7) 金俊燁・金昌順・李一善・朴寛玉共編 同上書 44ページ。

(注8) 同上書 54ページ。

(注9) 『創立1周年을……』31ページ。

(注10) 金日成選集刊行委員会編訳『金日成選集』第1巻 京都 三一書房 1952年 17ページ。

(注11) 북조선로동당중앙본부〔北朝鮮労働党中央本部〕『북조선로동당 제2차전당대회경제자료집』〔北朝鮮労働党 第2回総会諸資料集〕ピョンヤン〔1948年〕。

(注12) 韓国の憲法では、北朝鮮地域で農地改革を実施すると特に明記していないが、韓国の領土は北朝鮮地域も含むと規定されていた(1948年憲法第4条)から、北朝鮮地域にこの規定が及ぶことは当然であるといえよう。

(注13) ここで、土地所有の最大限度を5町歩または20町歩とし、後の韓国地域の土地改革政令でも同じ規定を設けている(本誌 10ページ)。しかし、細則等にもそれ以上の規定はなく、なぜ20町歩まで所有できると規定したのか、現在のところ不詳。

(注14) 『朝鮮労働党第三回大会文献集』ピョンヤン 外国文出版社 1956年 90, 91ページ。

(注15) 金日成『朝鮮労働党第五回大会で行なった中央委員会活動総括報告』東京 在日本朝鮮人総聯合会中央常任委員会 1970年 63ページ。

(注16) 韓国での調査、研究等について、ここでは1970年以前の若干の例をあげるにとどめる。

崔應祥編著『農政十年史』ソウル 世文社 1958年／韓国農地制度研究委員会『韓国農地制度研究報告書』ソウル 韓国土地経済研究所 1966年／鄭英一「戦後韓国農地改革에 關한 一考察」(『經濟論集』第6巻第2号 1967年12月)など。

## II 北朝鮮による韓国地域の土地改革準備と実行計画

### 1. 土地改革の準備

北朝鮮政府は1949年5月9日「共和国南半部の土地改革実施のための法令起草委員会組織に関する

決定書」(内閣決定第46号)を採択し、韓国で土地改革を実施するための準備に着手した。

なぜこの時期に準備をはじめたのであろうか。その理由として考えられることは、韓国で農地改革の準備が進んでいたことである。すなわち、1949年4月27日長期にわたる審議の末、韓国の国会で農地改革法が通過した。この改革法は、政府側から問題点を指摘され、国会で再審議することになり、5月9日国会に送り返された。このような時期に北朝鮮政府は法令起草委員会組織の決定をしており、そこには密接な関係があったと考えられる。

上記内閣決定第46号は、北朝鮮では1946年3月土地改革が実施されたことにより、農民の生活が根本的に改善されたと述べた後、南朝鮮での土地改革について要旨つぎのように述べている。

(1)南朝鮮では土地改革が行なわれなかったため、封建的な小作制が維持、温存されており、大多数の農民は、地主への高率小作料と、政府による強制買上げによって極度に疲弊し、農民生活は破綻状態に置かれている。(2)南朝鮮の農民は共和国におけると同様、民主的な没収・無償分配の土地改革を早急に実施するよう要求し、熾烈な闘争を展開している。(3)共和国内閣は、憲法と政綱に基づいて、南朝鮮においても早急に北朝鮮と同様の土地改革を実施する必要性を認め、南朝鮮において実施する土地改革令の草案を作成するため、法令起草委員会を組織する。(4)法令起草委員会を次の委員で組織する。

委員長 洪命燾

委員 朴文圭, 宋鳳郁, 姜鎮乾, 李龜勳, 李承燁, 金烈, 李克魯, 成周寔, 李万珪, 金秉濟, 朴正愛, 李仁同, 崔璟徳, 崔容達, 劉英俊, チャンギユン, チェパクヒ, キムヨンジェ, チョンジョンイル, カンギュチャン(注1)。

この起草委員会で作成された草案は、5月末までに内閣に提出されることになっており、その後最高人民会議にまわされる予定であった。その後、この法令審議がどのように進められたかははっきりしない。しかし、翌1950年6月25日の朝鮮戦争「勃発」直後の7月4日、北朝鮮の最高人民会議常任委員会決定第137号として「共和国南半部地域に土地改革を実施することについて」という政令が発表され、つづいて7月9日には同政令の施行細則も発表されている（ワシントン・ナショナルレコードセンター所蔵。RG No. 242, SA 2009-7-4。これらについては後述）ことからみて、準備はすでに完了していたとみてよいであろう。

北朝鮮側の土地改革準備はこうした法令だけにとどまらず、改革の指導要員も養成していたことが明らかにされており、実際韓国での土地改革に際しては500名余の指導員が派遣された<sup>(注2)</sup>。

## 2. 政令および細則の内容

ここで、土地改革のための政令の要点をみると以下のとおりである。

**第1条** 朝鮮民主主義人民共和国憲法第7条にもとづいて、共和国南半部に土地改革を実施する。土地改革は没収、無償分配の原則による。

**第2条** アメリカ帝国主義と李承晩傀儡政府およびその機関の所有する土地は全部没収する。

朝鮮人地主の所有地と面積の多寡を問わず継続して小作させる者の土地は一切没収する。

小作制度は永遠に廃止する。

自作農民の土地は5町歩または20町歩まで没収しない。

李承晩傀儡政府およびその機関と地主から年賦で買入れ自作する土地も没収しない。

**第3条** 没収した土地は雇用農民と土地のない農民および土地の少ない農民に無償で分与する。分与した土地は分与された農民の永久の所有となる。

分与された農民は、その土地を売買することができず、小作させることもできず、抵当とすることもできない。

自作地と本政令によって分与された土地に対する土地所有権は法的に保障する。

**第4条** 没収した土地の分与の量、方法は各洞（里）の雇用農民、土地のない農民および土地の少ない農民の総会で決定する。

総会の決定は、地方人民委員会の批准を得た後実施する。

**第5条** 土地に関係する一切の負債はこれを廃棄する。

**第6条** 土地に対する従来の地稅その他一切の税金と負担金はこれを廃棄する。

農民は、ただ共和国北半部と同一の比率の現物税を國家に納入する。しかし、1950年は疲弊した南半部農民の生活を急速に改善するため、これを大幅に軽減することを共和国内閣に委任する。

**第7条** 現物税を納入した残りの農作物は農民の自由処分に任せる。

**第8条** 土地改革を実施するため各洞（里）に農村委員会を組織する。

農村委員会は雇用農民、土地のない農民、土地の少ない農民の総会で選挙された5人ないし9人の委員で構成する。

農村委員会は、当該洞（里）内の農民が耕作する第2条に該当する没収対象地を調査して統計を作り、土地分与案を作成し、総会を通過した後地方人民委員会の承認を得て分与を実施す

る。

第9条 土地の分与は道人民委員会が土地所有権証明書を、分与された農民に交付し、これを土地台帳に登録することにより完了する。

以上は政令の要点であるが、つぎに施行細則についてみることにしよう。

政令第2条第2項の「朝鮮人地主」について、同細則は「5町歩以上の土地を他人に小作させる土地所有者をいう」(第2条)と規定している。これは階級としての地主である。しかし、雇用労働によってでなく、自分の労働力で耕作している土地があれば、それは没収しないと規定している。

同じ政令第2条第2項の「継続的に小作させる者」というのは5町歩以下の土地を継続的に小作させる者をいう(第3条)。この場合も小作地は一切没収される。ただし、李承晩政権下で民族解放運動に加わり投獄されたり、あるいは兵役にとられた場合は小作させていても没収しないと規定されている。

政令第2条第3項では農民が買入れた土地は没収しないと定めているが、土地代金を全く支払っていない場合は購入と認定されなかった(第5条)。

第7条では、李政府の敗亡とともに自己の居住地から逃亡した者の土地、農業用具、種子、肥料、家畜、建物等は市、面人民委員会がこれを管理すると定めている。そして、最終的には道人民委員会の決定に委ねられた。

以上は土地の没収に関する細則であるがつぎに分与についてみよう。

土地分与を受ける「雇用農民」について、雇用農民とは土地をもつことができず、他人に雇われて他人の土地で雇用労働をすることを基本職業とする者をいう、と規定し、相当期間継続的にこれ

朝鮮民主主義人民共和国による韓国地域の土地改革

を基本職業としない者に対しては土地を分与しないと規定した(第9条)。

没収土地の分配案を作成する際、十分に斟酌しなければならない点として、

(1) 土地分配を受ける権利のある各農家の家族数、家族構成(男女別、年齢別)および実際の耕作能力と自己の所有土地面積、

(2) 小作人に土地を分配する時には、その小作人に割当てられた土地面積により、彼が従来耕作していた土地を彼に配分することを原則とすること、

(3) 土地の質を必ず考慮すること、の3点をあげている(第11条)。

土地改革が実施されたのは1950年の7月から9月にかけてであり、耕地では作物が栽培されていた。この点に関連して、「播種した地面が一農民から他の農民に移る場合、すでに播種した作物に限り、それを播種した農民がこれを収穫する」(第12条)と定めた。しかし、地主の土地の場合、もちろんこの条項には該当しない。

朝鮮には従来少数ではあるが中国人が居住しており、中国人農民に対しても朝鮮人農民と同等の条件で土地を分与すると定めている(第13条)。

施行細則の第3章は農村委員会の組織と任務について規定している。

まず、農村委員会の委員は、雇用農民、土地のない農民、土地の少ない農民等の農民総会において挙手で選出すること、各委員は当該市、面人民委員会の承認を得なければならないこと、またその指導、監督の下で事業を行なうことと定められている(第14条)。

つぎに農村委員会の任務として6項目をあげている。

(1) 没収地の調査、統計の作成。

(2) 土地分配を受ける農民に関する調査(家族関係、耕地)と、統計の作成。

(3) すでに土地を購入した農民について購入証明書類、購入面積、政令第5条により廃棄される土地代金等の調査と当該人民委員会への報告。

(4) 土地分配案の作成。

(5) 以上の関連資料を作成し、土地分配の量、手続等を審議するため農民総会を召集する。

総会の決定を市、面人民委員会に提出、その批准を得たのち土地の分配を実施する。

(6) 土地分配を終了した後、所有権証明書交付に必要な書類を作成し、当該市、面人民委員会に提出する。

同細則は最後に、土地所有権証明書は、農村委員会の事業が終わった後、3カ月以内に当該道人民委員会から分配された農民に交付されねばならないと規定している(第16条)。

以上が、政令および同施行細則の主要内容である。これを、1946年3月に実施された北朝鮮の土地改革に関する法令および同細則と比較してみれば、つぎのとおりである。

まず、没収、無償分配の原則、5町歩以上の土地を全部小作させる者を地主と規定したこと、分配された土地について売買、抵当、小作を禁止すること、農村委員会が重要な役割を果たすこと、などの諸点で両法令に差異はみられない。

しかし、北朝鮮の改革では、地主が農業を続けることを希望する場合、他の郡に移住すればその条件が与えられることになっていたが、韓国の改革に対する政令ではその点に関する規定がない。また、北朝鮮では地主からは土地だけでなく、家屋、農機具、家畜など一切の財産が没収されたが、韓国に対する政令では土地だけが没収対象となっ

ており、その他の財産については全く言及していない。

また、北朝鮮の法令では、農民が所有する小規模の山林以外の山林はすべて没収されると規定されていた(第13条)が、韓国の政令では山林について全く言及がない。

以上が主要な異同である。韓国地域の改革において、なぜ北朝鮮と異なる規定を行なったのか、その理由を説明している文書が見当たらないため、はっきりしたことは分からない。今後検討しなければならない課題の一つである。

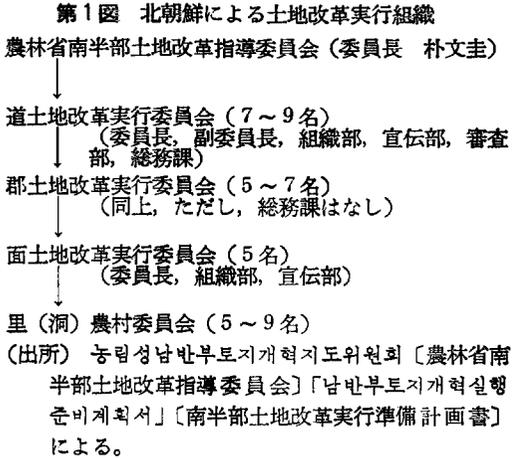
### 3. 土地改革実行計画

1950年7月上旬(推定)、ソウルに設置された「農林省南半部土地改革指導委員会」(委員長・朴文圭、当時農林相)は、直ちに改革準備に着手した。7月15日にはソウルで、南朝鮮の各道土地改革責任者と、北朝鮮から派遣された指導委員との合同会議が開催され、土地改革の計画を討議した(注3)。アメリカ軍が接収した前述の資料のなかに「南半部土地改革実行準備計画書」、「南半部土地改革に関する宣伝事業計画書」等があるが、これらの計画書は、おそらくこの会議の討議を経て決定され、各道に送られたものと考えられる。

まず、実行準備計画書についてみることにしよう。全体は次の7項目からなっている。(1)各級実行委員会の組織、(2)講習会の組織、(3)警備および自衛隊の組織、(4)通報・連絡網の組織、(5)土地改革終結会議の召集、(6)各種統計報告について、および(7)注意事項である。また、いずれの項目についても事業方法としてより具体的な計画があり、それぞれの項目ごとに執行者を定めることになっている。

まず、(1)の各級実行委員会の組織であるが、これは、道から郡(市)、面、里(洞)に至るまで、

委員数とその下に置かれる実務機構について詳細な計画があった。中央から末端に至る土地改革実行委員会の組織体系は第1図に示したとおりである。



道から里(洞)に至る各実行委員会の構成については、土地改革指導委員会委員長朴文圭が、別途、各道人民委員会委員長宛に指示書「共和国南半部地域で土地改革を実施のための諸般の組織に関して」を送っている。

この指示書は、そのまえがきにおいて「土地改革実施準備については、すでに発表された政令と細則によって諸般の事業組織を準備していることと思われるが、本改革事業の重要性に照らして、その組織および事業を別紙のとおり実施して下さい」と述べ、道、郡、面、里別に各実行委員会がどのような人物で構成されるべきか、また、委員長、副委員長や実務機構の部長に

第1表 各級土地改革実行委員会および実務機構の構成

1. 道	中央派遣宣伝責任者 中央派遣組織指導員 <sup>2)</sup>
イ) 道実行委員会 (7~9名)	ロ) 郡実務機構 (8名)
道労働党委員長 (委員長)	組織部 部長 1 部員 2
道人民委員会委員長 (副委員長)	(部長は郡農産課長)
道人民委員会農林部長 (組織部長)	宣伝部 部長 1 部員 2
道労働党宣伝部長	(部長は党または人民委宣伝部長)
道人民委員会宣伝部長 } (どちらかが)	審査部 部長 1 部員 1
道農民同盟委員長 (審査部長)	
道女性同盟委員長	3. 面
道職業同盟委員長	イ) 面実行委員会 (5名)
ロ) 道実務機構 (13名)	面労働党委員長 (委員長)
組織部 部長 1 部員 3	面人民委員会委員長 (組織部長)
宣伝部 部長 1 部員 3	面民主青年同盟委員長
審査部 部長 1 部員 2	面女性同盟委員長
総務課 <sup>1)</sup> 部長 1 部員 1	面農民同盟委員長
	ロ) 面実務機構 (4名) <sup>2)</sup>
2. 郡	組織部 部長 1 部員 2
イ) 郡実行委員会 (5~7名)	宣伝部 部長 1 部員 2
郡労働党委員長 (委員長)	(部長は面党宣伝指導員)
郡人民委員会委員長 (副委員長)	
郡農民同盟委員長 (審査部長)	4. 里
郡民主青年同盟委員長	里(洞)農村委員会 (5~9名)
郡女性同盟委員長	雇用農民 } の総会で挙手により選出
	土地のない農民 } 後、市・郡人民委の承認
	土地の少ない農民 }

(出所) 농림성 남반부 토지개혁 지도위원회 위원장 [農林省南半部土地改革指導委員会委員長] 「공화국 남반부 지역에 토지개혁 실행을 위한 제반 조직에 관하여」 [共和国南半部地域で土地改革を実施するための諸般の組織に関して] および第1図と同じ。

- (注) 1) 「総務課」は「南半部土地改革実行準備計画書」にだけ記載されている。  
 2) 「中央派遣郡責任指導員」と書かれている場合もある。  
 3) 成員は4名と書かれているが合計は6名となる。

は誰がつくべきか等を指示している。本指示書および前述の実行準備計画書により、各段階の実行委員会の構成およびその下に置かれる実務機構の構成がどのようになるかを見ると第1表に示したとおりである。

また、各実行委員会には上部から指導員等が派遣されることになっており、道には中央から全権委員と組織責任指導員各1名、郡には中央派遣組織指導員2名と中央派遣宣伝責任者1名、面には中央派遣指導員1名と道、郡、面から2名以上を選抜配置し、里(洞)には道派遣組織・宣伝責任指導員1名と郡・面選抜指導員2名以上がそれぞれ配置される計画となっていた。しかし、この計画どおりとすれば中央から派遣される要員だけで1800人余りとなり、実際にはこれほど多くの指導員を中央から派遣することはできなかつたと考えられる。7月25日とまだ早い段階ではあるが、農林省から土地改革指導者として派遣された人員は500余人と報道されている<sup>(注4)</sup>。

前述のとおり、各実行委員会の下には実務機構が置かれ(ただし、末端の里(洞)を除く)、組織部、宣伝部、審査部等の各部から構成されていたが、それぞれの部が分担した仕事の内容をみると第2表のとおりである。

以上が実行委員会の組織であるが、2番目に講習会の組織についてみると、道から面に至るまでの各段階について、参加者の範囲、講習内容、実施状況の報告等について述べている。このうち講習内容についてみると、土地改革の意義、政令・細則の内容、質疑応答の仕方、各種統計様式についての説明、宣伝方法等について行なわれることになっている。

3番目に、警備および自衛隊の組織について見るとつぎのように指示されている。

第2表 土地改革実行委員会実務機構各部の事業分担

- |        |  |
|--------|--|
| 1. 組織部 | 土地の基本調査、没収土地の確認、土地分配案(作成)、土地改革前と改革当時の状況(把握)、中間総括および総括指導、各種組織に関する統計・会議録・決定書等の作成・報告・保管等。 |
| 2. 宣伝部 | 広範な大衆への解説事業の実施、宣伝・扇動員への講習組織および実施、宣伝要綱およびスローガンの配布、その他土地改革の宣伝事業に関する一切の統計(作成)。            |
| 3. 審査部 | 改革の実行状況を日常的に指導・検閲し、地方で提起される問題等を適時把握、解決する。  |

(出所) 第1表と同じ。

(1) 道、郡実行委員会に警備員を固定的に配置すること。

(2) 面では里自衛隊員を毎日5名ずつ順番で配置すること。

(3) 里では特別自衛隊を組織する。18歳以上の雇農、熱誠農民(特に青年)等で、隊員は30名程度とする。隊長1名、副隊長1名。里自衛隊は2日に1回ずつ分駐所(面段階と思われるが、不詳)に自衛状況を報告し、特別な場合には随時報告する。

このように厳重な警備計画を作成したことは、地主側の相当強い反撃を予想していたものとみることができる。

里段階の自衛隊に関しては、京畿道富川郡蘇萊面錦李里と考えられる里の自衛隊長が、1950年8月4日午前9時から5日午前11時まで警備した結果異状なし、と面分駐所長宛に行なった報告の実例がある。この場合隊員は14名で、里の入口4カ所と実行事務所を警備している<sup>(注5)</sup>。

4番目に通報・連絡網の組織については、5日に1回ずつ報告するよう規定している。

5番目に土地改革の終結会議の召集については次のとおり定めている。まず参加者の範囲は農村

委員、雇農、土地のない農民、土地の少ない農民、道・郡・面派遣員全員とする。土地改革実行総括および決算報告、会議録、決定書各2通を作成し、1通は保管、1通は上級機関に報告する。そのうえで農村委員会の事業総括を行ない、面、郡、道の順に総括を行なう。

6番目に各種統計の報告については、定められた様式(6種)に従い、期日厳守のうえ報告することと指示している。

最後に注意事項として、「選挙事業と密接な連携の下に、地方人民委員会選挙後に土地改革を実行すること」となっていたが、この項はなぜか斜線で抹消されている。

以上、実行準備計画書を中心にみてきたが、つぎに宣伝事業計画書を見ることにしよう。

同計画書では、宣伝員の派遣、宣伝員講習会の組織について詳細な計画が立案されたが、これらの項目内容はいずれも斜線で抹消されている。宣伝扇動事業に関する計画のうち、大衆集会の組織および一般宣伝事業は残されている。大衆集会の組織についてみると、里段階の農村委員会を組織する前に「部落大衆集会」を召集するよう指示している。この集会では、報告、討論、金(日成)將軍のメッセージという順で行なうよう定めている。この他に、農村委員会を組織するための農民総会、土地分配案と手続を審議するための農民総会の組織および土地改革完全実施祝賀大衆集会を開催することになっており、最後の祝賀大会では、報告、討論の後スターリン、金日成両元帥のメッセージを伝えるよう計画されている。

この他一般宣伝事業として、座談会の開催、個別訪問隊の組織、歌唱普及およびスローガン(口号)隊の組織、演芸・娯楽事業等について詳細な計画が樹立されている。

第3表 北朝鮮による韓国地域の土地改革実施総括

1. 組織化・大衆動員		
農村委員会	18,000を組織	
参加農民	14万人以上	
2. 土地改革実施地域		
完全実施	黄海道(2郡)、ソウル市、京畿道、南江原道、忠清南道、忠清北道、全羅北道	
部分実施	全羅南道:252面(村)中 208面 慶尚北道:251面(村)中 107面 慶尚南道:239面(村)中 99面	
	総面数 1,526 中 1,198面(78.5%)で実施	
3. 没収土地の内訳		町歩
米帝に属した土地		579
李承晩政府およびその機関の土地		39,627
会社、商社の土地		14,993
地主および小作に出した土地所有者の土地		524,491
その他所有者および機関の土地		16,116
合計		596,202
4. 没収地の分配		
	面積(町歩)	戸数
雇農	28,080	
土地のない農民	196,494	
土地の少ない農民	348,769	
国有化	22,859	
合計	596,202	1,267,809 (66%)

(出所) 『로동신문』1950年9月30日。

以上が土地改革指導委員会によって立案された土地改革の実行計画、宣伝計画であり、このような基本計画に依拠して、各地方ごとに改革が実施された。実施過程の詳細については別途検討しなければならないが、1950年9月30日、北朝鮮政府が発表した土地改革の総括によれば、韓国地域全体の実施状況は第3表に示したとおりである。

(注1) この部分は、金點坤編著『韓国動乱』ソウル光明出版 1973年による。

(注2) 北朝鮮の最高人民会議議員であり、法令起草委員会のメンバーの1人でもあった崔容達は、『인민』[人民](朝鮮民主主義人民共和国政府機関誌)の1949年7月号に論文「남반부 토지개혁실시를 위하여」[南半部土地改革実施のために]を書き、そのなかで次のように述べている。

「法令起草委員会は、内閣決定によって農民の要求

と利益に最も適した改革案を準備し、施行細則と技術的委員を準備し、土地改革の成功裏の実施を期しており、この事業は全人民の支援と待望のなかで、全人民の協力の下で進められている」。

また、朝鮮労働党の機関紙『로동신문』〔労働新聞〕1950年7月25日号社説は、北朝鮮の農林省が500余名の土地改革指導者を南朝鮮の各地に派遣したと述べている。

(注3) 金點坤 前掲書 311ページ。

(注4) 『로동신문』1950年7月25日社説。

(注5) 「토지개혁실행경비보고의견」〔土地改革実行警備報告の件〕メリーランド州シュートランド, ワシントン・ナショナル・レコードセンター所蔵。RG No. 242, SA 2009-4-24。

## おわりに

北朝鮮の党と政府が、1945年8月以後の朝鮮の

民主的諸改革と統一政府樹立という目標のなかに、土地問題をどのように位置づけていたかを検討し、1950年の朝鮮戦争中、北朝鮮が韓国地域で実施した土地改革の準備と実行計画について述べた。北朝鮮の党と政府が、韓国地域まで含めての土地改革をきわめて重視していたことを明らかにしえたと思う。朝鮮戦争と1950年土地改革の関連については以上の叙述だけでは不十分であるが、土地問題の位置づけや、改革の準備情況は、その関連を示唆しているといつてよいであろう。

(アジア経済研究所地域研究部主任調査研究員)

【付記】 本稿は1986年度研究課題「南北朝鮮関係の史的研究」の成果である。